第十七条の見出し中「及び消費生活専門官」を「、消費生活専門官及び食育推進専門官」に改め、同条第一項中「消費者行政課」を「消費者行政・食育課」に、「及び消費生活専門官二人」を「、消費生活専門官一人及び食育推進専門官一人」に改め、同条第十項中「、命を受けて」を削り、同条に次の一項を加える。

11　食育推進専門官は、食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三十条の見出し及び同条第一項中「、市場経営指導官」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一条第一項中「一人」を削り、「二人」を「それぞれ一人」に改め、同条第七項中「、命を受けて」を削る。

第六十五条の表神戸植物防疫所の項中「下関市」の下に「及び宇部市」を加え、同表門司植物防疫所の項中「福岡県」を「山口県（下関市及び宇部市に限る。）福岡県」に、「鹿児島県　下関市」を「鹿児島県」に改める。

第六十九条中「三部」を「四部」に、「調査研究部」を「調査研究部
リスク分析部」に改める。

第七十五条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第七十六条第四号を削る。

第七十七条第一項中「六人」を「四人」に改め、同条第二項第四号を削り、同条の次に次の二条を加える。

（リスク分析部の所掌事務）

第七十七条の二　リスク分析部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　植物の病菌害虫の危険性の評価及び植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置の決定に関する調査及び研究に関すること。

二　植物を輸入する者その他の関係者（諸外国植物防疫機関を除く。次条第二項第二号において同じ。）との情報の交換に関すること。

（統括調査官）

第七十七条の三　リスク分析部に、統括調査官三人を置く。

2　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　植物の病菌害虫の危険性の評価及び植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置の決定に関する調査及び研究に関すること。

二　植物を輸入する者その他の関係者との情報の交換に関すること。

第百条第一項中「関西空港支所に統括植物検疫官二人」を「大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人」に改める。

第百五十九条第二項第七号中「及び近畿農政局」を「、近畿農政局及び中国四国農政局」に改める。

第百六十四条第十五号中「制定」の下に「並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務」を加える。

第百六十七条第一項及び第三項中「及び近畿農政局」を「、近畿農政局及び中国四国農政局」に改める。

第百六十八条中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第百六十九条第二項中「、中国四国農政局」を削る。

第百七十二条第四項中「中国四国農政局」の下に「の総務課」を加える。

第百七十三条第四項中「総務部会計課」を「会計課」に改める。

第百九十二条第八号中「制定」の下に「並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務」を加える。

第二百五十七条の二第四項中「七課並びに第二十津川紀の川農業水利事業建設所」を「五課」に、「用地第一課」を「用地課」に、「工事第一課
工事第二課」を「工事課」に改め、同条第五項中「用地第一課」を「用地課」に、「導水路並びに東部幹線水路及びその支線水路に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、用地第二課は大和平野における西部幹線水路及びその支線水路」を「大和紀伊平野農業水利事業及び第二十津川紀の川農業水利事業」に、「工事第一課は大和平野における導水路並びに東部幹線水路及びその支線水路」を「工事課は大和平野における大和紀伊平野農業水利事業及び第二十津川紀の川農業水利事業」に改め、「を、工事第二課は大和平野における西部幹線水路及びその支線水路に係る工事の実施及び検査に関する事務」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第二百五十七条の三を次のように改める。

第二百五十七条の三　削除

第二百五十七条の四第一項中「用地課、工事第一課及び工事第二課並びに技術専門官二人」を「工事課」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　工事課は、紀伊平野における大和紀伊平野農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

第二百五十七条の四第三項を削る。

第二百五十八条第四項中「三人」を「二人」に改める。

第二百六十八条第十二項中「宮城支所」の下に「及び須川支所」を加える。

第二百七十条第十二項中「及び安積疏水特別監視支所」を「、安積疏水特別監視支所及び名取支所」に改める。

第二百七十一条第十六項中「及び大利根用水支所」を「、大利根用水支所及び赤城西麓支所」に改める。

第二百七十五条第十三項中「及び青蓮寺支所」を「、青蓮寺支所及び宮川支所」に改める。

第二百七十八条第十二項中「及び津風呂ダム管理所」を「、津風呂ダム管理所及び南紀用水支所」に改める。

第二百八十二条第十二項中「及び嘉瀬川上流支所」を「、嘉瀬川上流支所及び筑後川中流支所」に改める。

第二百八十六条第三十一項中「建設所に」の下に「用地調整官及び」を加え、同条中第三十三項を第三十四項とし、第三十二項を第三十三項とし、第三十一項の次に次の一項を加える。

32　建設所の用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百九十条第十六号及び第三百二条第十二号中「制定」の下に「並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務」を加える。

第三百九十七条の見出し中「鑑定調整官、審査官」を「国有林野利用調整官、鑑定調整官」に改め、同条第一項中「鑑定調整官一人、審査官一人」を「国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人」に改め、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　国有林野利用調整官は、国有林野の利用に関し調整を要する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百二十八条中「適正化」の下に「及び債権の管理」を加える。

第五百三十七条第二項第一号中「除く」の下に「。第五百三十九条第二項第二号において同じ」を加える。